

受動喫煙防止対策専門部会設置要領

1 目的

北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」の推進に係る受動喫煙の防止対策などの必要な事項を検討するため、道民の健康づくり推進協議会設置要領5の(1)に基づき、受動喫煙防止対策専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 協議事項

- (1) 受動喫煙の防止に関する効果的な対策の検討
- (2) 健康増進の推進に向けた普及啓発
- (3) その他受動喫煙防止対策に関し必要な事項

3 組織

- (1) 専門部会は、道民の健康づくり推進協議会の委員及び必要に応じ招集する特別委員で組織する。
- (2) 部会には、委員の互選により部会長を置く。

4 運営

- (1) 会議は、道民の健康づくり推進協議会設置要領5の(3)に基づき、道民の健康づくり推進協議会の委員長が招集する。
- (2) 部会長が必要と認めたときは、部会委員以外の者を部会に出席させ、意見を述べ、または説明させることができる。

5 その他

- (1) 部会の事務は保健福祉部健康安全局地域保健課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

この要領は、平成31年2月5日から施行する。